

議案第 79 号

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員に支給する期末勤勉手当の支給割合の見直しを踏まえ、教育長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 250」に改める。

第 2 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 250」を「100 分の 240」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。